

指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者及び第1号訪問事業
指定事業者の指定取消について

平成30年3月23日(金)

泉南市 健康福祉部 広域福祉課 介護事業者担当 電 話 072-493-2023 F A X 072-462-7780
--

標記について、介護保険法の規定により、下記の指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者及び第1号訪問事業指定事業者の指定を取り消しましたのでお知らせします。

記

1 指定取消対象事業者

- (1) 法人名 株式会社アルゴ
- (2) 代表者 代表取締役 小倉 育美 (おぐら いくみ)
- (3) 所在地 大阪府泉南市樽井二丁目2番36号サニーガーデン102

2 事業所名称及び所在地

- (1) 事業所名称 あるごケアサイト (訪問介護、介護予防訪問介護、第1号訪問事業)
- (2) 申請所在地 大阪府泉南市樽井二丁目2番36号サニーガーデン102
- (3) 指定年月日 平成23年3月1日 (訪問介護、介護予防訪問介護)
平成27年4月1日 (第1号訪問事業)
- (4) 介護保険事業者番号 2775601095

3 指定取消年月日 平成30年3月23日

4 指定取消の理由

ア 運営基準違反

【介護保険法第77条第1項第4号】

サービス提供の実態に即していない訪問介護計画を別の者が作成して、サービス提供責任者が訪問介護計画を作成せず、また、サービス提供の実態に即していないサービス提供記録を当該サービスを実施した訪問介護員以外の者が作成して、実際のサービスの提供日、内容等を記載した書面を作成していなかった。

イ 不正請求

【介護保険法第77条第1項第6号】

平成26年8月(支払分)から平成30年2月(支払分)までの間、利用者7名に対し約193回、訪問介護サービスを提供していないにもかかわらず、これを提供したとして、介護報酬を不正に請求し、受領した。

ウ 虚偽報告

【介護保険法第77条第1項第7号】

平成29年9月28日の監査時において、不正請求を隠すため、実際には行われていない訪問介護のサービス提供記録等、虚偽の書類を作成して提示した。

エ 虚偽答弁

【介護保険法第77条第1項第8号】

平成29年9月28日、11月27日、11月28日の監査時において、利用実績がないにも関わらず請求を行っている訪問介護の利用者7名がサービス提供を受けていることを偽装するため、本市担当職員の質問に対し、利用者宅を訪問したとする虚偽の答弁を行った。

オ 法令違反

【介護保険法第115条の9第1項第9号】

介護予防訪問介護と一体的にサービス提供を行うことができる訪問介護において不正が認められ、介護保険法に違反した。

【介護保険法第115条の45の9第1項第6号】

第1号訪問事業と一体的にサービス提供を行うことができる訪問介護及び介護予防訪問介護において不正が認められ、介護保険法に違反した。

5 事業者に対する経済上の措置

経済上の措置として、介護給付費を支給した市町に対し、平成28年3月から平成30年2月まで不正に受け取った介護給付費24,044,544円を返還させるほか、返還させる額に100分の40を乗じて得た額（介護保険法第22条第3項）を加算して支払わせる。

指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定取消について

平成30年3月23日(金)

泉南市 健康福祉部 広域福祉課 介護事業者担当 電 話 072-493-2023 F A X 072-462-7780
--

標記について、介護保険法の規定により、下記の指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定を取り消しましたのでお知らせします。

記

1 指定取消対象事業者

- (1) 法人名 株式会社アルゴ
- (2) 代表者 代表取締役 小倉 育美 (おぐら いくみ)
- (3) 所在地 大阪府泉南市樽井二丁目2番36号サニーガーデン102

2 事業所名称及び所在地

- (1) 事業所名称 ケアグッズ元(福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売)
- (2) 申請所在地 大阪府泉南市樽井二丁目2番36号サニーガーデン102
- (3) 指定年月日 平成23年3月1日
- (4) 介護保険事業者番号 2775601087

3 指定取消年月日 平成30年3月23日

4 指定取消の理由

ア 人員基準違反

【介護保険法第77条第1項第3号】

【介護保険法第115条の9第1項第2号】

平成28年6月から現在まで、管理者兼専門相談員とされた従業者に勤務実態がなく、以って、専門相談員の員数及び管理者に関する人員基準を充たしていない。

イ 運営基準違反

【介護保険法第77条第1項第4号】

【介護保険法第115条の9第1項第3号】

管理者兼専門相談員が福祉用具貸与計画を作成せず、管理者兼専門相談員でない者が利用者の希望、心身の状況、置かれている環境を踏まえない福祉用具貸与計画を作成していた。

ウ 不正請求

【介護保険法第77条第1項第6号】

平成28年8月(支払分)から平成30年2月(支払分)までの間、勤務実態のない管理者を置き、その者を専門相談員とする福祉用具貸与計画書を虚偽作成して、利用者23名に対し約339回、運営基準に従った福祉用具貸与をしていないにもかかわらず、これを提供したとして、介護報酬を不正に請求し、受領した。

【介護保険法第115条の9第1項第5号】

平成28年8月(支払分)から平成30年1月(支払分)までの間、勤務実態のない管理者を置き、その者を専門相談員とする福祉用具貸与計画書を虚偽作成して、利用者8名に対し約95回、運営基準に従った福祉用具貸与をしていないにもかかわらず、これを提供したとして、介護報酬を不正に請求し、受領した。

エ 不正・不当行為

【介護保険法第 77 条第 1 項第 11 号】

【介護保険法第 115 条の 9 第 1 項第 10 号】

平成 28 年 6 月 13 日に、勤務する予定のない従業者を管理者兼専門相談員とする虚偽の変更届を行った。

オ 法令違反

【介護保険法第 77 条第 1 項第 10 号】

【介護保険法第 115 条の 9 第 1 項第 9 号】

特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売と一体的にサービス提供を行うことができる福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与において不正が認められ、介護保険法に違反した。

5 事業者に対する経済上の措置

経済上の措置として、介護給付費を支給した市町に対し、平成 28 年 8 月から平成 30 年 2 月まで不正に受け取った介護給付費 5,534,966 円を返還させるほか、返還させる額に 100 分の 40 を乗じて得た額（介護保険法第 22 条第 3 項）を加算して支払わせる。

指定居宅介護支援事業者の指定取消について

平成30年3月23日(金)

泉南市 健康福祉部 広域福祉課 介護事業者担当 電 話 072-493-2023 F A X 072-462-7780
--

標記について、介護保険法の規定により、下記の指定居宅介護支援事業者の指定を取り消しましたのでお知らせします。

記

1 指定取消対象事業者

- (1) 法人名 株式会社アルゴ
- (2) 代表者 代表取締役 小倉 育美 (おぐら いくみ)
- (3) 所在地 大阪府泉南市樽井二丁目2番36号サニーガーデン102

2 事業所名称及び所在地

- (1) 事業所名称 ケアプランセンターオグラ (居宅介護支援)
- (2) 申請所在地 大阪府泉南市樽井二丁目2番36号サニーガーデン102
- (3) 指定年月日 平成20年3月1日
- (4) 介護保険事業者番号 2775600949

3 指定取消年月日 平成30年3月23日

4 指定取消の理由

ア 不正請求

【介護保険法第84条第1項第6号】

平成27年1月(支払分)から平成29年11月(支払分)まで、訪問介護事業所の利用者1名へのサービス提供を介護支援専門員自ら行い、その状況を知りながら、同提供を訪問介護サービスとする居宅サービス計画を作成して、実際のサービス提供と異なる内容で給付管理を行い、のべ35回の居宅介護支援費を不正に請求・受領した。

また、平成26年8月(支払分)から平成30年2月(支払分)までの間、利用者5名への訪問介護事業所のサービス提供状況を把握しないまま、実際のサービス提供と異なる内容で給付管理を行うことにより、訪問介護事業所の不正請求を幫助するとともに、のべ125回の居宅介護支援費を不正に請求・受領した。

イ 虚偽報告

【介護保険法第84条第1項第7号】

平成29年9月28日の監査時において、実際には行われていない訪問介護を行われたとする旨の正当性を装うため、居宅サービス計画書等、虚偽の内容の書類を作成して提示した。

ウ 不正・不当行為

【介護保険法第84条第1項第11号】

介護支援専門員が訪問介護事業所の利用者へのサービス提供状況を知りながら、実際には行われていない訪問介護を位置づけるなどサービス内容を偽った居宅サービス計画を作成し、かつ当該居宅介護サービス計画の提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者その他の者との連絡調整その他の便宜の提供を、殊更に行わず、実際のサービス提供と異なる内容で給付管理を行っていた。

また、訪問介護事業所の利用者へのサービス提供状況の把握(モニタリング)を行わずに、実際のサービス提供と異なる内容で給付管理を行っていた。

5 事業者に対する経済上の措置

経済上の措置として、介護給付費を支給した市町に対し、平成 28 年 3 月から平成 30 年 2 月まで不正に受け取った介護給付費 1,388,293 円を返還させるほか、返還させる額に 100 分の 40 を乗じて得た額（介護保険法第 22 条第 3 項）を加算して支払わせる。